

[論文]

## 自己資本概念の諸相

青 木 隆

〈目次〉	I	はじめに
	II	自己資本概念におけるさまざまな視点
	III	IFRS適用に対する国際法による自己資本会計
	IV	商法上の正規の貸借対照表作成の諸原則による自己資本
	V	むすび

## I はじめに

周知の通り、金融商品を中心とした貸借対照表の貸方区分の問題は、さまざまな検討が加えられているものの、いまだにその抜本的な解決には至っていない。FASB では予備的見解 (PV) が公表され、IASB では IAS 第32号が公表されている。また、欧州財務報告アドバイザーグループ (EFRAG) が討議資料 (DP) を公表している。これらの議論のうち、特に持分 (equity) ないし自己資本 (Eigenkapital) の概念において、前二者が資産から負債を控除した残額としての性格を特徴づけているのに対して、後者が責任 (Haftung) の観点から積極的なアプローチを展開している。

これについて、ドイツのイェンス・ブステマン (Jens Wüstemann) およびヤニス・ビショーフ (Jannis Bischof) が検討している。彼らは、貸借対照表法 (Bilanzrecht) における自己資本の概念について、会計上の視点、経済上の視点および法律上の視点からアプローチしている。さらに、IAS 第32号における貸借対照表作成基準 (Bilanzierungsnorm) の原則から生じる問題を、自己資本に関する正規の貸借対照表作成の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Eigenkapital) の草案との対立関係で検討している。

貸借対照表上の自己資本は、財産対象物 (Vermögensgegenständen) と負債 (Schulden) の個々の評価の結果として、会社法上の目的 (gesellschaftsrechtlichen Zweck) にとりわけ有用である。また、それがドイツの貸借対照表法と密接に結びつく。実質的な自己資本 (effective Eigenkapital) は、金融経済上の方法の適用下で、企業全体の評価の結果である。企業と資本提供者との契約形態に対する多様性が、個々のケースについて、有効で一般的に認められた自己資本の定義を困難にする。このため、IFRS は固有の区分基準を展開し、それは、法文に基づく拠出資本の回避不能性を強調する。この基準はいくつかの企業について、すべ

ての自己資本の表示を妨げ、その限りでは情報上有効でもない。それはまた、会社法上の自己資本の個々の評価の際に、いまだに客観的な貸借対照表価額も適用されない<sup>1)</sup>。

本稿では、上記の見解を概観することを通じて、自己資本概念の諸相について考察する。

## II 自己資本概念におけるさまざまな視点

### 1 会計上の自己資本概念

複式簿記の視点から、自己資本は財産対象物および負債から独立した評価の際、借方から貸方を差し引いた残額の機能 (Funktion einer Residualgröße) を有する<sup>2)</sup>。これに IFRS の概念フレームワークの定義が結び付き、自己資本を会計上の特定の独立しない評価に到達可能な残額と解する。しかし、自己資本の内容に関する概念規定および他人資本項目との区分は、複式簿記から明らかとならない。つまり、残余としての規定によって複式簿記の論理に生じる調整項目 (Ausgleichsposten) を決定するだけである。これに対して、自己資本を会計上独立して評価しないと捉えることは、自己資本をどのように解釈するかという余地が、それだけ残されているということも同時に意味すると言ってよい。つまり、貸借対照表等式 (Bilanzgleichung) から明らかとなる純粋に技術的な解決策は、自己資本のいずれの定義も到達可能であると解される<sup>3)</sup>。

その他の点では、経済倫理上の観点 (wirtschaftsethische Sicht) から関連する結果が明らかとならない。つまり、たしかに自己資本の残余の特徴は、複式簿記の適用の結果として経済的な成果とされており、同様に計算技術的な監査に関する発達も確かめるべきである。これについて、シュナイダー (Schneider) は「複式記帳の目的はもっぱら計算技術的な (数理上の) 本質であり、計算能力のコントロールである<sup>4)</sup>。」と述べている。複式簿記の論理から、自己資本の残余の性格のみが明ら

1) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, *Eigenkapital im nationalen und internationalen Bilanzrecht: Eine ökonomische Analyse*, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 175, 2-3, 2011年, 211ページ。

2) なお、ドイツにおける自己資本の機能に関する議論については Kampmann, Helga, *Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen*, Bielefeld, 2001年, 134-139ページ参照。

3) Dieter Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1, 213ページ。

4) Schneider, *Betriebswirtschaftslehre*, 第4版, 2001年, 80ページ。

かとなる。しかし、それは解釈が未解決で、それにより非常に幅広い内容上の決定に到達可能である。これに結び付く定義は（例えば IFRS のその伝統的な概念フレームワークのように）最も広範に内容がないとみなされる。したがって、自己資本の本質的なメルクマール (Wesensmerkmale) は少なくとも事実 (Sache) によって生じうる<sup>5)</sup>。つまり、会計上の自己資本概念は見かけ上の解決 (Scheinlösung) に過ぎないのである。

## 2 経済上の自己資本概念

租税を除く完全な市場による理念的なモデルにおいて、経済的視点から自己資本または他人資本としての資金調達項目の特徴づけは、特定の方法において重要でない。なぜならば、ここでは区分形態が企業の価値に対して影響を及ぼさないからである。これは、企業の資金調達が、異なる経済的な形態を伴う個々の項目、とりわけ経営者のリスクの引受けに関する項目の引渡しによって生じる場合がそうである。この場合、個々の自己資本項目 (Eigenkapitaltitel) および他人資本項目 (Fremdkapitaltitel) の価値から企業価値が付加的に生じる。この時企業価値は、もっぱら資本使用の際に選択される投資計画に依存する。しかし、資本構造 (付加価値定理— Wertadditionstheorem) に依存しない。投資計画の変更は、この視点においてむしろ例えば取引モデル (Geschäftsmodell) における変更から生じる<sup>6)</sup>。

自己資本調達 (Eigenkapitalfinanzierung) と他人資本調達 (Fremdkapitalfinanzierung) との組み替えによって、経済的付加価値、企業価値の増大が達成されうる。例えば、ローンの借り入れまたは債券の発行の際に流入

する流動資金が、自己資本項目の買戻しに投入されることで達成される。自己資本の全体の価値がその際減少する金額は、他人資本の全体の価値が上昇する金額と異なりうる。

経営経済学の文献において、この価値の差異は規則的に2つの主要な理由に帰すると解される。1つは、自己資本提供者および他人資本提供者のもとで分配可能な年度余剰 (Jahresüberschuss) に、重要でない無条件の税負担が割り当てられる。ただし、それは税務上の算定の基本的スタンスから他人資本利子が控除されうる場合に限る。それによって、余剰に対する個々の自己資本項目の価値に関する持分 (Anteil) は、税金と利子の控除によって上昇する。利息制限によって減少されうる他人資本調達の税務上の利点は、それゆえ企業価値に有利な影響を与える。

もう1つは、他人資本持分の増大も、また企業価値にマイナスの影響を及ぼしうるのである。しかし、それにより支払不能 (Insolvenz)、さらにはそれに結び付けられる費用の発生が典型的に上昇する。もっぱら、資本構造の措置 (Kapitalstrukturmaßnahmen) から実体経済上の投資意思決定が生じるのである。つまり、経済的な失敗 (wirtschaftliche Misserfolg) から生じない、そのような支払能力の低下のすべての影響は、両者の効果のどちらが重要であるかに依存する。両者の効果が実務上一—しかし学問上においても—相互に十分に検討するという困難性は、経営経済学上の文献において資本構造のパズル (Capital Structure Puzzle) のはじまりとされる。したがって、狭義においても自己資本の定義の経済的な必然性が明らかとなる<sup>7)</sup>。

5) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 213–214ページ。複式簿記における自己資本概念については、最初の複式簿記が資本の考え方を導入し、これに伴い資本主義体制を可能としたヴェルナー・ゾンバルト (Werner Sombart) による初期の主張がある。さらに、簿記上の資本勘定が少なくとも資本主義体制の精神、合理的な利益追求に影響を及ぼすマックス・ヴェーバー (Max Weber) による初期の主張が続く。それゆえこの視点から、自己資本の内容に関する決定 (本質的なメルクマール) は少なくとも事実によって生じうる。しかし、それは学術的な視点からの結果において、ほとんど利益をもたらさないように見える。なぜならば、商人に役立つ複式簿記で伝達される情報は、利益追求の成果を実際に高めうる。しかし歴史は、経済的な成果による追求に対する多数の事例を示し、それはその考案によっても複式簿記の基本的スタンスに生じなかったからである。反対に、複式簿記は初期に公共施設に導入され、その主要な取引の目的はまさに利益の最大化および資本増大にない (Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 213ページ)。

6) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 214–215ページ。これに関連して、自己資本利子率に関する言明は、その限りでは企業の選択された負債の程度に関する言明である。つまり、一定の他人資本利子の際に自己資本利子は、上昇する負債の程度に伴って上昇する。その結果、全体の資本利子率は変化しないままである (Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 215ページ)。

7) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 215–216ページ。

経営経済的に、金融経済上影響を及ぼす自己資本に関する理解は、上位に置かれ一般に認められた定義に欠けている。経営経済的なアプローチには、区分の経済的な影響（実質—substance）を出発点とし、形式的な法律上の形態（形式—form）を出発点としないことが通常である。それによって、資金調達項目はリスクの程度（Grad des Risikos）により優先的に区別され、それとともに所有者は発行者の取引上の展開に関与する。債権項目または債務項目の所有者と比べて、出資項目の所有者はこの給付経済上のリスク（leistungswirtschaftliche Risiko）の主たる項目を引き受ける。そのリスクは、標準的に資金調達項目の所有者が引受ける権利と義務を決める。それから自己資本調達と他人資本調達との区分が、経営経済的な理解においても明らかにしなければならない。

理想的な出資調達（idealtypische Beteiligungsfinanzierung）は、時間上無制限の資本拠出（zeitlich unbefristete Kapitalüberlassung）により、固定的な支払請求権の欠如（Fehlen fester Zahlungsansprüche）および発行者の財産に対する請求権の劣後性（Nachrangigkeit des Anspruchs am Vermögen des Emittenten）を強調する。つまり、それは企業経営の際に参加権（Mitwirkungsrechten）を伴うと言ってよい<sup>8)</sup>。

### 3 法律上の自己資本概念

ドイツにおいて、自己資本の法律上の理解の出発点は会社法であると言ってよい。会社法上の自己資本は、人的会社（Personengesellschaften）の場合に商法第120条および第167条における資本持分（Kapitalanteil）である。また、株式会社（Aktiengesellschaften）の場合に株式法第6条における基礎資本金（Grundkapital）および株式法第150条および第174条における準備金（Rücklagen）である。さらに、有限会社（GmbH）の場合に有限会社法第5条における基本資本金（Stammkapital）および有限会社法第29条における準備金（Rücklagen）である。

ドイツの貸借対照表法は、この会社法上の概念を用いるのであり、またそれによって会社法および貸借対照表法の厳密な機能関係（Funktionszusammenhang）を示す。この関係はすでに責任機能（Haftungsfunktion）に

基づいており、自己資本は商法第272条において責任を負う。自己資本は、この理解により債権者に対する負債の払戻に関して責任を負うべきであり、とりわけ資本会社に対する最低資本（Mindestkapital）の考え方が生じている（株式法第7条および有限会社法第5条第1項）。債権者保護は、この意味において資本調達および資本維持に関する相互作用によって機能すべきである。つまり、実質的に取引活動の範囲において獲得され、払込として行われる財産（最低資本）を超える余剰だけが出資者に支払われうる（株式法第58条および有限会社法第30条）<sup>9)</sup>。

この法律上の自己資本概念については、経済的な視点から誤解を招きやすいと解される。つまり、責任機能の重視は自己資本が別個の資金として、場合によってはさらに出資者の私有財産も自由に処分可能となると解されうる。さらにそれについて、経済的な困難のケースにおいて積立金（Reserve）として引き出されうるだろうことを示唆すると言える。しかし、これは厳密に貸借対照表上の自己資本ではない。企業継続のケースにおいて、所有主の責任は債権者の視点から目的適合的ではない。なぜならば、負債はもっぱら会社財産からのみ給付されるからである。資本会社の支払不能のケースにおいて、貸借対照表上の自己資本は、貸借対照表に計上される財産対象物が、清算時に全体として価値を喪失しうる金額を示すのである。支払不能手続が開始されるならば、すでにこの金額はマイナスとなる（倒産法第16条から第19条）。所有者の払込義務は、払込がなおも完全に行われていないといった特別の場合においてのみ存在する。

責任の大部分として、自己資本において自由に処分可能となる一般的なケースがどれであると考えられるか、その限りでは不明確である。それゆえ、責任の大部分が貸借対照表上の自己資本をすでに表し得ないのは、払込の給付または年度余剰の留保の際の反対記入（Gegenbuchung）から純粋に技術的に生じるからである。それによって、直接的に個々の財産対象物を分類するだけでなく、清算時に負債弁済に対する積立金として自由に処分可能となりうるのである。多くの原則上、一律に固有のメルクマールに基づかないで定められる最低資本が、総じて支払不能前に適切な保護を示しうるか否

8) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 216ページ。

9) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 217ページ。

かは、少なくとも疑わしいと解される。そのうえ一般的に、重大である限り企業経営の堅実性 (Seriosität der Unternehmensführung) に対する貢献が経済的に明示しうるのであると解される<sup>10)</sup>。

### Ⅲ IFRS適用に対する国際法による自己資本会計

#### 1 欧州法上の基準

連結決算書における IFRS の適用に対する義務は、IAS 第 4 号指令により、資本市場に指向した親会社に関して生じる。これを、商法第 315a 条第 1 項は明確に指示している。有価証券業務の準則 (Wertpapierdienstleistungs-Richtlinie) の意味において規制される資本市場について、その有価証券を商取引と認められる企業は、資本市場に指向しているとみなされる。ドイツ法により、すでにそのような市場について、商取引に対する許可の申請の際に義務を認める (商法第 315a 条第 2 項)。ドイツの立法者は、IAS 第 5 号指令による加盟国の選挙権の行使において、資本市場に指向しない企業を、商法第 315a 条第 3 項により、任意で IFRS が連結決算書において適用する可能性を開く。IFRS の任意適用の場合でも強制適用の場合でも、基準は EU に関して IAS 第 6 号指令により、施行令 (Durchführungsverordnung) として引き受けられた解釈において拘束力を有する。

IAS 第 3 号指令による貸借対照表作成基準の引受けが、欧州の真実かつ公正な外観の原則 (True-and-fair-View-Grundsatz) を前提条件とする。これは、年度決算書準則 (Jahresabschlussrichtlinie) 第 2 条第 3 項、またはコンツェルン決算書準則 (Konzernabschlussrichtlinie) 第 16 条第 3 項による規定の取り決めも同様である。これ

に適合する原則が欧州裁判所 (EuGH) の、いわゆるトムベルガー (Tomberger) 判決により、すべての準則の文章の範囲においてのみ解釈されうる。このため、貸借対照表準則法 (Bilanzrichtlinienrecht) も IFRS の適用に関して意義を有する。自己資本は、準則において区分項目として役割を果たすだけである (年度決算書準則第 9 項第 10 項)。つまり、法律上の定義の試論は、IFRS に関して行われているように、基準法において欠如している。第 4 の準則によって、財産および年度余剰の定義との結びつきに基づいて厳密に組み合わせる。その限りでは、貸借対照表作成原則の解釈に関して、配当可能利益 (ausschüttungsfähige Gewinn) の測定に対して、慎重な利益算定を要求する資本準則が最終的に不可欠であると解される<sup>11)</sup>。

#### 2 IAS 32の原則：自己資本の定義とその問題

自己資本金融商品 (Eigenkapitalinstrumente) は、IFRS により金融商品として見なされている<sup>12)</sup>。それゆえ、自己資本金融商品の会計および公表は、IAS 第 32 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の適用範囲に属する。分類に対する決定的な重要性については、IAS 第 32 号により規定される金融負債 (finanziellen Verbindlichkeiten) に対する区分である。原則的な負債基準は、その際に財務資金の支払 (または不利な交換) に対する義務の存在である。これについて企業は無条件で自由な裁量 (例えば機関の議決による) において回避不能である。経済的観察法 (wirtschaftliche Betrachtungsweise) において、資本拠出の確実な長期性 (sichere Langfristigkeit der Kapitalüberlassung) は、資本区分に関する決定的な基準であると解される。

この原則は、資本会社における自己資本金融商品の通

10) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注 1), 218 ページ。また、自己資本会計および自己資本維持に対する法規範 (制度) も、経済的な関係者の行動に影響を及ぼす。つまり、実証的な会計理論は経済的な結果を述べる。自己資本会計に対する規定は、その際に企業の資金調達行動にも出資者の契約締結行動にも作用しうる。結論の経済的分析においてさまざまな制度上の形態が生じる仮定の展開 (経済的な結論の発生) およびそのつどの重要性のその実証的な証拠は、3 つの事例に要約して具体的に説明される。つまり、それは (1) 法の適用者 / 会計担当者 (Rechtsanwender/Rechnungsleger)、(2) 立法者および契約当事者 (Gesetzgeber und Vertragsparteien) ならびに (3) 監督者 (Aufsicht) のように、さまざまな局面について適合効果または行動の変更を示す (Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注 1), 218-219 ページ)。

11) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注 1), 220-221 ページ。

12) IASB, Amendments to IAS32 *Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008, 11 項。

常の形態を引き合いに出す。その際に所有者への配当は、会社機関の共同決定<sup>13)</sup>に結びつき、出資の返還は個々の解約告知 (Kündigung) により達成されえない (株式会社法第222条および有限会社法第58条)。しかし、法律上定められる、基本資本金25,000ユーロを超える (有限会社法第5条第1項に関連して同法第30条第1項) 自己資本要素について問題となる。これに関する有限会社の定款が、機関決定に結び付けられない正規の解約告知権 (Kündigungsrecht) を予定する場合、すでにIAS 第32号により行われる会社の範囲と個々の所有者の範囲との分離は決定的である<sup>14)</sup>。

法領域に依存して、実際は IAS 第32号の原則により、非資本会社 (Nicht-Kapitalgesellschaften) に関して十分に考慮されないだけであると言える。ドイツにおいて、これはとりわけ人的会社および協同組合 (Genossenschaft) の法形態とみなされる。人的会社において、法律は出資者に解約告知権を認める (合名会社に関する商法第131条第3項、第132条、合資会社に関する商法第161条第2項)。さらに、それは契約上の取り決めによって制限されえず (商法第105条第3項に関連して民法第723条第3項)、脱退する出資者の遂行可能な補償請求権をその会社に対して生じさせる (商法第105条第3項に関連して民法第738条)。IAS 第32号の解釈に対して、このケースにおいて支払義務はもっぱら出資者の個々の決定の結果において生じる。それは、会社側で定款または議決に基づいて認められえないことは決定的である。人的会社に対する持分は、それにより原則的に他人資本として貸借対照表に計上すべきである。その限りで、IAS 第32号16A項および16B項による例外規定は無効であると解される<sup>15)</sup>。

協同組合の組合員は、定款決定によって制限されえない、協同組合法第65条第1項の解約告知権が認められる。組合員の資格の喪失により、協同組合側で厳密に定められる期間内で、請求権の払戻に対する義務が生じ (協同組合法第73条第2項)、その限りで残余財産は負債の弁

済に対して十分である。これについて、IAS 第32号の改訂前に請求権は、自己資本として貸借対照表に計上することが原則的に協同組合に認められない。定款について、請求権の払戻によって下回らない最低資本 (協同組合法第8a条) および払戻の却下に関する前提条件 (協同組合法第73条第4項) を2006年に決定した。それにより、協同組合が無制限に支払を回避しうる金融商品を、協同組合に対して導入する可能性を開くと言える。この可能性の実現の場合にのみ協同組合は、少なくともこの定款に関する最低資本の金額まで、貸借対照表上の自己資本を表示しうる<sup>16)</sup>。

他人資本としての分類によって、総じて人的会社および協同組合に関する会社法上の自己資本に対して、独立した評価の必要条件が生じる。それは公正価値で行わなければならない。複式簿記において、帳簿価額によるバランスに対するメカニズムとして役立つ、貸借対照表上の自己資本の残余の特徴は失われる。その結果、借方または貸方について人為的な調整項目が生じる。それは、十分な理由があつて秘密積立金 (stille Reserven) または本来の取引価値または会社価値の認識として解釈される。いかなる自己資本のアプローチも、IAS 第32号の定義基準により禁止される場合に、もっぱらこの生じる法律効果を引き合いに批判が展開される。その背後に存在する、潜在的な支払義務が解約告知権の存在の際に負債として貸借対照表に計上するという考え方は、貸借対照表理論上少なくとも誤ってはいないと言ってよい<sup>17)</sup>。

### 3 IFRS 適用における真実かつ公正な外観の要請

人的会社および協同組合に対する IAS 第32号の法律効果は、ドイツの会社法によって一般に法律適用者から紛らわしいとみなされうる。IAS 第32号の明らかな文面に対して、存在する所有者の解約告知権の際にも自己資本表示を認めるために、IAS 第1号17項を再び取り上げることは解決策と考えられる場合がある。ただし一般基準 (Generalnorm) の適用条件は、この解決策を不適當であ

13) ドイツでは株式会社法第174条による株主総会は強制であり、有限会社法第29条第2項による社員総会は任意である。

14) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 221-222ページ。

15) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 222ページ。

16) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 222-223ページ。これについては IFRIC2.9も同様である。

17) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 223ページ。

るとされる。これについては次のように解される。

第1に、IAS第1号17項の適用可能性は、すでに文面において例外的なケースに制限される。しかし、IAS第32号の紛らわしいとされる結論は、まさに単に個々のケースにおいて発生しない。また、それにおいて基準から意図される影響が、結果として異常な事態を達成せず、幅広く体系的に生じる。さらなるIASBの発表（とりわけIAS第32号IE32項およびEU法において引き受けられるIFRIC第2号）は、IFRSによる自己資本を除く貸借対照表作成が、厳密にドイツの会社法から認められるケースに関して意図することを明確に指摘する。1つの基準から予定される貸借対照表作成方法が、すでにそれによって紛らわしいという評価は、IAS第1号17項の適用に対して根拠がないと解される。

第2に、財産状態、財政状態および収益状態（Vermögens-, Finanz-, und Ertragslage; VFE-Lage）の概念は、一般基準を引き合いに出し、IFRSのシステムにおいて内容的にまったく不確実である。財産状態および収益状態相互に関する表示を相互に排除することは、遅くともシュマーレンバッハ以来、貸借対照表論上認められている。それは、そのような二元的な貸借対照表の目的を立派な根拠をもって、まったく学問的でないとされる。IAS第1号における指示によって、一般基準の照会先の立場として役立たなければならぬ概念フレームワークは、この矛盾の解消に対する貢献を果たさない。むしろさらなる矛盾（例えば目的適合性と信頼性との間の衝突）を導き出す。そのあいだにIASBも、実際の財産状態および実際の収益状態に関する表示の矛盾が明確であると認める。それゆえIFRSの新たな概念フレームワークにより、利益ももはや収益状態において評価する“業績”を示すべきでない。まず財産状態から導き出される“資産と負債の変動”を示すべきであるに過ぎないと解される。原則として法的に安定している一般基準の行使は、この背景からほとんど不可能であると思われる<sup>18)</sup>。

この一般基準の意味において、優先（Override）の可

能性の確実な強化は、法律の領域に関する国際的な経験を明らかにする。それは商法上の正規の簿記の諸原則（handelsrechtlichen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung）とは異なり、切り離しの主張に影響を受けない。それは、経済的観察法の伝統を目的論的な解釈の変種（Spielart）として識別しない。それゆえ、場合によって生じる認識は狭義において転用不能である<sup>19)</sup>。

EUにおいてIFRSは、私法上組織されるIASBの公表についてダイナミックな指示によってではなく、憲法上の強力な理由から、直接に拘束力を有する施行令の形式で法的有効性を獲得する。施行令の公布は、IAS指令に基づいて行われる。IFRSのこの統合は、欧州の貸借対照表法において、IAS第1号の一般基準がその他の欧州法上優先される諸原則に付加されることに行き着く<sup>20)</sup>。

真実かつ公正な外観の要請は、非常に幅広く置かれる。しかし、有効な財産状態、財政状態および収益状態の実際の表示は、実際の企業価値（財産状態）、払込の見込みおよび支払の見込みに関する時間的に秩序的な対置としての将来の清算（財政状態）ならびに投資者から期待すべき配当の流れ（収益状態）についての同時の情報を適合する。この広範囲に及ぶ情報を認めることは、欧州の立法者に関して有効な根拠をもって不自然ではない。3つすべての状態の表示も異なっており、相互に排除する貸借対照表作成方法を必要とする。このために、IFRSの無効性に対する基本的スタンスは、有効な状態表示についての指示により、いずれにしても不可能となるだろう。

真実かつ公正な外観の要請は、それゆえ経営経済的ではなく、準則（とりわけ年度決算書準則第31条）に定着している、経済的観察法における貸借対照表作成原則を考慮に入れて解釈すべきである。しかし、まさにこの諸原則は国内の貸借対照表法における準則の変換の際に、部分的に根本的なさまざまな解釈を認めた。ドイツ法による商法上の実現原則（Realisationsprinzip）が、例えば慎重原則（Vorsichtsprinzip）の特別な重要性のもとで、長期的な製造注文に関する利益実現の際の完成品換

18) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 224–226ページ。これについて、ドイツにおいて適用は例外である。2006年の事業年度におけるドイツポストのIFRS連結決算書は、ほとんど知られていないケースに属する。IAS第32号およびIAS第39号との相違において、ドイツポストから発行される社債に組み込まれた転換権（Wandlungsrecht）は、定められるものとは異なり、デリバティブの負債として公正価値で評価しない。

19) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 226–227ページ。

20) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 227ページ。

算法の適用を禁止する。その一方で、イギリスの実現原則は、貸借対照表論上あいまいな考え方の特別な重要性のもとで、これと同様に経済的な期間区分 (wirtschaftliche Periodenabgrenzung) を必要とする<sup>21)</sup>。

#### 4 IAS 第32号の改訂による影響

##### (1) 例外規定による解決策

2008年のIAS 第32号の改訂以降、16A項、16B項およびAG14A項からAG14J項による特別規定が存在する。それは所有者の解約告知権が存在する場合に、特定の前提条件のもとで、清算時に最最後の資本クラスの表示も自己資本として認める。さらに、その行使を会社はIAS 第32号16項の限定的な規定により無条件で拒否できない。IASBは、特定の法形態に対するIAS 第32号16項による、貸借対照表作成の解決策の体系的な問題を認める。それゆえ、とりわけ関係する所有者の解約告知権を伴う金融商品 (売付可能金融商品—puttable instruments) を制限するために、この例外規定は標準的に導入される。

上記の前提条件は次のとおりである。第1に、出資者は清算時にもっぱら会社の純財産に対する最最後の残余請求権 (Residualanspruch) を有しうる。その参加に対して比例的 (proportional) な状態である (IAS 第32号16A項 (a)–(b))。第2に、この最最後のクラスの金融商品はすべて、同一の装備、とりわけ金融上のメルクマールを顧慮して、補償額の決定と同様に示さなければならない (IAS 第32号16A項 (c))。第3に、支払義務と並んで、返還時点において会社に対するさらなる回避不能な義務は存在しえない (IAS 第32号16A項 (d))。これは、利益参加請求権 (Gewinnbeteiligungsansprüche) および引出権 (Entnahmeansprüche) を出資者から排除する。それは解約告知時点以前に期限を迎え、企業機関の決議に結び付けられない。第4に、全期間にわたる金融商品の支払の流れは、本質的に企業成果に適合しなければならない<sup>22)</sup>。第5に、IAS 第32号16B項によって貸

借対照表の政策的な事態の形態は、逆方向の取引の完了 (Abschluss gegenläufiger Geschäfte) によって制限される<sup>23)</sup>。

ドイツの視点から、有限会社のIAS第32号16A項による例外規定の導入は、仮に出資者に正規の解約告知権が帰属していても、自己資本の表示を可能にする。協同組合に関して、協同組合法第8a条により可能となる最低資本の導入が認められた限り、変更は生じないのである。それは、正規の自己資本としてIAS 第32号16項にしたがって判断する。このケースにおいても、IAS第32号16A項により、この最低資本を越えた自己資本表示は認めない。しかし、多くのその他の領域において、問題は導入されるシステムに反する例外規定によって解決されないと言える<sup>24)</sup>。

##### (2) 未解決の諸問題

###### ① 人的会社の定款上の取り決め

人的会社に対する持分が、解約告知権を顧慮して、IAS 第32号の特別規定の適用に関して判断する。その一方で、特別規定が、実際に自己資本表示に対する可能性を開くかどうかは、定款の厳密な形態に依存する。実務において、その際に清算時の劣後性 (Nachrangigkeit) および比例参加請求権 (beteiligungsproportionale Anspruch) は満たされる (IAS 第32号16項 (a)–(b))。上記(1)で示した5つの前提条件のうち第3、第4および第5の条件は、定款形態に関して決定的となりうる。

最最後のクラスにおける金融商品の、一致した装備の評価に関して、金融上のメルクマールと非金融上のメルクマールとの区分は決定的である。経営管理権限 (Geschäftsführungsbefugnis) または情報権 (Informationsrechten) に関する相違は、合資会社 (KG) において有限責任社員 (Kommanditist) および無限責任社員 (Komplementär) との間に存在するように、原則として無害である。これはIAS 第32号 AG14F項からAG14I項により、直接的に出資者のポジションからでは

21) 非常に幅広く解されるIAS第3号指令の諸基準は、欧州の立法者に可能な限り政策的な自由裁量の余地を認める。それに、これはとりわけ欧州の周知の利害の基準による指摘とともに、IAS 第39号による無制限の公正価値オプションの拒否の際にすでに役立つ (Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 228–230ページ)。

22) IAS32, 前掲書注12), AG14F項に関連して16A項(e)。IFRSによる期間利益、IFRSによる貸借対照表上の純財産の変動または企業利益の公正価値修正に基づく。

23) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 231–232ページ。

24) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 232ページ。



ない。例えば会社と出資者との労働契約上の性質といった、その他の法律関係によって存在するすべての相違と同様とみなされる。ただし、これは市場に適合して取り決められる場合に限る。参加状況を反映しない、同等でない議決権の配分の評価は議論の余地がある。個々の出資者の同等でない割り当てが、財産権上のポジションの変更に対する可能性を示す場合、適合する定款形態はIAS第32号16項(c)の前提条件の不履行として評価する。そのうえ、すでに清算時に同一順位となる解約不能な金融商品が自己資本基準を満たす場合、原則として基準は自己資本において、解約可能な会社持分の表示を妨げる。これは例えば、人的会社が永続的な期間および成果依存的な報酬を伴う劣後の享益権(Genusrecht)を発行する場合に認められる<sup>25)</sup>。

欠如するその他の支払義務の基準は、法的に考慮されるケースにおいて満たさない。商法第122条は合名会社(OHG)の社員および(商法第161条第2項に関連して)合資会社の無限責任社員の引出権を、会社の局面で機関決定に結びつけない。これは、商法第169条における合資会社の有限責任社員の利益支払権(Gewinnauszahlungsrechte)の場合も同様である。それゆえ、補償請求権(Abfindungsanspruch)と並んで債務のそのほかの義務が存在する。その基準は任意の権利を示す(商法第109条)。支払が集合的な利益処分決定に結びつく、定款における異なる取り決めは、IAS第32号16項(d)の基準を明らかに満たす。個々の決定によって、出資者の引出権および利益支払請求権を無害とする持続的な解釈は、少なくともIAS第32号の文面に対して存在すると解される<sup>26)</sup>。

IAS第32号16A項(e)による、出資者に対する支払の成果依存性の評価は議論の余地がある。成果依存性は3つのケースで認めるべきである。つまり、出資者の支払請求権は、貸借対照表上の利益(bilanziellen Gewinn)、貸借対照表上の自己資本の帳簿価額の変動(Veränderung

des Buchwerts des bilanziellen Eigenkapitals)または直接的に企業価値の変動(Veränderung des Unternehmenswerts)に対して十分に(実質的に)指向している。貸借対照表額(利益または自己資本)に対する準拠の際、明確でIASBから意識的に導入されるIAS第32号AG 14E項の規定により、貸借対照表額がIFRSの規定により算定される場合に、基準はもっぱら満たすと解される<sup>27)</sup>。

② 中小企業に対するIFRSの適用に対する諸問題  
現行のドイツの貸借対照表法により、人的会社の法形態における重要な立場の企業にもかかわらず、IAS第32号の自己資本の定義の問題はほとんど関係ない。IFRSの適用は、資本市場に指向した親会社の連結決算書に対してのみ義務付けられる。しかし、資本市場に指向しない親会社の多くの連結決算書に対して、商法第315a条第3項による選択権が存在する。

とりわけこの検討は、いわゆる中小企業に対するIFRSの規定が拘束力を有する影響を、すべての欧州の企業に広げる。それは、国内で貸借対照表準則の変換において生じる、貸借対照表作成基準を引き継ぐ場合に批判的となる。EU委員会は、会計規定が資本市場に指向しない企業に対しても統一することに注力した。これに対して、中小企業へのIFRSの引受けにおける明らかな議会の批判にもかかわらず、EU委員会はこれを解決策としている。中小企業に対するIFRSは、2009年7月にIASBから中小企業の貸借対照表作成に対する特別規定として議決されている<sup>28)</sup>。

中小企業に対するIFRSにおける自己資本の定義は、人的会社および協同組合に関して、IAS第32号と同様の問題に行き着く。従来通りの転換費用に対して、低下した帳簿上の自己資本装備によってコストが生じる。市場の解決策として、いわば商法第315a条第3項の存在しない行使が、この法形態の企業によって、このコストが実質的に可能となる明白性を提供する。議論において記

25) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 232-233ページ。なお、ドイツにおける享益権については、以下の文献を参照。五十嵐邦正「ドイツにおける享益権の会計処理」『商学集志』(日本大学商学研究会)第75巻第2号、2005年9月、29-47ページ。

26) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 233ページ。

27) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 233-234ページ。また、ドイツにおける人的会社および協同組合とIAS第32号との関係については、拙稿「ドイツにおける負債・資本の区分の動向—人的会社および協同組合を中心として—」『中央学院大学商経論叢』第27巻第1号、2012年9月、3-14ページを参照。

28) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 234-235ページ。

述される、中小企業に対する IFRS の義務付けられる導入の利益がほとんど適当ではなく、包括的な有用性を基礎づけると解される。資本市場に指向する企業とは異なり、中小企業にとって例外的に外部の利害関係者（例えば制度上の投資者または私的な投資者）のみが存在する。それは、IFRS の導入にプラスの外部の効果をもたらし、言及される利点は、主として企業に固有である。その限りでは、むしろ IFRS 独占と比べて、企業の局面での貸借対照表作成基準について、これまでの選択権の維持および決定の移転は、市場の視点から能率的であるという重大な明白性に現れている。なぜならば、競合において認められる解決策を示すからである<sup>29)</sup>。

### ③ 少数株主持分の取り扱い

補足的に導入される特別規定として、IAS 第32号16A項は適用範囲が狭く、清算時に会社資本の最劣後のクラスに制限されることによっても強調される。この制限は、貸借対照表作成基準がコンツェルン関係の異なる局面を結果としてもたらず、さまざまな解決策に行き着く。人的会社の IFRS 個別決算書において、IAS 第32号16A項の例外規定によってのみ自己資本と判断する資本は、親会社（Mutterunternehmen）の連結決算書において他人資本として表示される（IAS 第27号27項）。ただし、これは請求権に基づいて、少数株主がこの局面で少数持分の表示を必要とする場合に限る。

コンツェルンの観点から、清算時に欠如する残余請求権についての指示により、一致した理論上基礎づけられる IAS 第27号の諸原則に反するこの矛盾は、明確に IAS 第32号AG29A項を要求する。文献において、コンツェルンの清算はドイツの会社法により単にフィクションである。それゆえ、コンツェルンの局面での清算時の劣後性は、個別決算書とは異なって評価されえないことについて、当然批判的に指摘される。しかし、IAS 第32号16A項(c)による連結決算書における自己資本表示は、欠如する同質性について、その他の金融商品を含めて失敗し、それはすでに親会社から自己資本として表示される。これは、他人資本として判断される持分を、少数株主に受けさせるべき一連の評価に影響を及ぼす。

IAS 第32号16A項の特別規定について、親会社と少数

株主との間で追加的な取り決めがなされる場合に、子会社（Tochterunternehmen）における少数株主持分（Anteile nicht kontrollierender Gesellschafter）の資本表示が、個別決算書および連結決算書において法形態に関係なく崩壊する（IAS 第32号 AG 29項）。株式法第291条による利益支払契約（Gewinnabführungsvertrag）または支配契約（Beherrschungsvertrag）が、子会社により株式会社（または株式合資会社）により締結される場合に、ドイツの会社法上とりわけ目的適格的である。株式法第304条による補償支払い（Ausgleichszahlung）および株式法第305条による期限付きの補償提供（Abfindungsangebot）に対する義務がある場合も同様である。補償提供が固定数の自己株式において存在し（場合によっては時間的な期限を迎える）、補償支払いが可変的に会社の局面で配当についての決定に結びつく場合に、親会社はIAS第32号において単にこの義務を回避しうる。他のすべてのケースにおいて、少数株主持分は他人資本として評価すべきである<sup>30)</sup>。

### ④ 自己資本と他人資本との混合形態

メザニン資本（Mezzanine-Kapital）またはハイブリッドな資本（Hybridkapital）として見なされる分離不能な金融商品は、経営経済的な考察において他人資本の性質も自己資本の性質も示す。これには例えば、配当優先株、利益参加を伴う貸付金、享益権、匿名出資またはワラント債などが該当する。この金融商品は債務法上の義務（schuldrechtliche Verpflichtungen）を示し、当該所有者は責任機能を引き受ける。その結果、支払不能時に劣後性が存在し、その支払の流れは発行企業の経済発展に依存する。しかし、支払に関して IAS 第32号による自己資本定義の構成される諸基準は、責任機能でもなく利益依存性でもない。このため、この自己資本に類似した性質は、原則として債務法上存在する所有者の解約告知権またはメザニン資金調達（Mezzanine-Finanzierung）の固定期間の背後に隠れてしまう。したがって、発行者により他人資本として貸借対照表に計上すべきであると解される。

享益権資本（Genussrechtskapital）は、経営経済的にも法律的にも明確に定義されない。利益参加および支払

29) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 235-236ページ。

30) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 236-237ページ。

不能時の劣後的なサービスが、自己資本に類似している。しかし、社員権 (Mitgliedschaftsrechte) でないことが他人資本に類似していると典型的に認めている。これがメザニン資本の典型例である。発行者の資本払戻に対する義務が取り決められるため、享益権は他人資本とみなされる (IAS 第32号18項)。永続的な期間は (国債または永久債の場合のように) 自己資本としての分類に関して、なおも不十分であると解される。しかし、利益に依存する利息が年度業績 (Jahresergebnis) に向く限り、配当決定に向かず、それは企業の範囲内で行うべきであろう。自己資本としての表示は、利息が配当またはそれとともに株主総会決議に結び付けられ、同時に永続的な期間の際に解約告知権が存在しない限り可能である。解約告知権は、もっぱら発行者の観点を有するならば、同様に無害であると考えられる。

メザニン資本から、構造が与えられる金融商品 (複合金融商品) は区別すべきである。それは本来の金融商品を、埋め込まれ金融数理上別個に評価しうるデリバティブに結びつける。転換社債義務 (Pflichtwandelanleihen) または条件付転換社債 (Contingent Convertible Bonds; COCOs) により、金融危機の過程で規制上銀行の資本装備の改善について、そのような金融商品の特別な形態は問題である。条件付転換社債の際、それは他人資本金融商品 (社債) にかかわる問題である。これは、特定の基準を満たす (銀行の場合、典型的に特定の規制上の資本割当を下回ること) と自己資本に変化する。したがって埋め込まれるデリバティブの場合、発行者の観点から、固有の持分に基づく条件付きのオプション取引にかかわる問題である。金融商品は新型でもなく銀行に特有なものでもない。その際に転換義務を解消する諸条件は、銀行セクター以外で直接株式相場に関係する<sup>31)</sup>。

IFRS により、条件付き転換社債はもっぱら自己資本要素を有する。ただし、それは社債に関する固定数の解除の際に、引き渡すべき自己資本項目の数が、すでに成立日に確定している場合に限る (IAS第32号22項)。このケースにおいて、社債は部分に対してそのつど自己資本

および他人資本において認識する。分配は、解除権 (Wandlungsrecht) を除く同様の金融商品の公正価値を伴う発行収益 (市場に適合する場合に限る) の比較によって生じる (IAS第32号31項および32項)。解除時点で、自己資本項目の可変数の引渡しに関する義務 (例えば企業価値の依存性において) は、それに反して (IAS 第32号21項に関連して) IAS第32号9項による自己資本基準を誤る。このケースにおいて、金融商品はすべてIAS第39号による評価を基礎とし、それは場合によっては、埋め込まれるデリバティブの別個の会計を義務付けると解される<sup>32)</sup>。

### (3) IAS 第32号適用によるこれまでの影響

IAS 第32号の改訂に伴い、IFRS により自己資本表示が可能となる企業数は増加する。とりわけ、新たな規定 (例えば RIC-3において) の解釈が生じ、人的会社の自己資本表示は、ドイツの会社法により帳簿価額条項の存在の場合も認める。協同組合に関して、国内法において2006年の協同組合法改正法によって導入される定款形態の可能性は、自己資本表示を認める。重要な個々の問題はその間に存続する。IASB は、劣後性の基準がいまや長期的に回避不能な資本引渡の基準と並んで制限される例外規定により、一貫した解決策が見出せないと言ってよい。それは、それぞれの企業に対して少なくとも資金調達項目のクラスを自己資本として認める。これは基本問題であり、その重要性は中小企業に対する IFRS の潜在的な導入によって劇的に高まると解される。

さらなる諸問題、とりわけ構造が与えられる複合金融商品に関する規定処理の複雑性は、複雑な資金調達構造の主要な結果およびより少ない規定の欠点である。自らの決定から複雑な事態の形態に取り組む企業は、結論においてこの複雑性を技術的に貸借対照表作成において写像可能であると期待できる<sup>33)</sup>。

## 5 制度上の自己資本に対するアプローチ

(1) IASB および FASB による基本所有アプローチ  
売付可能金融商品に関する特別規定が導入された IAS

31) 最初に認められるアメリカ資本市場に対する大きなミッションは、2000年11月にメリルリンチから Tycos インターナショナルコンツェルンに対する引受けの資金調達に対して生じた。欧州の資本市場に対して発行の増加は、2002年以降はじめて認めるべきである (Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 238-239ページ)。

32) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 237-239ページ。

33) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 239ページ。

第32号の改訂は、IASBによる一時的な解決策とされる。資本区分の基本的な改訂は、IASBの長期的な協議事項となっている。議論の基本的スタンスは、標準的にアメリカのFASBにより、2008年2月にIASBから編集上の修正を経て、US-GAAPとIAS第32号との相違を強調している。そこではIASBは、提案される考え方の立案に対して参加しないという明らかな指摘が行われる。

FASBは、自己資本の区分に対する3つの異なる考え方を示す。つまり、基本所有アプローチ(basic ownership approach)、所有決済アプローチ(ownership-settlement approach)および再評価期待成果アプローチ(reassessed expected outcome; REO approach)である。このうち基本所有アプローチの導入をFASBは推奨している。このアプローチは、自己資本としての分類が、もっぱらそのような金融商品を残し続け、清算時に最劣後のクラスとして操作する。その請求権は、その際企業の残余財産に対する比例持分において存在し、すべての上位の請求権の操作により取り決めることによって強調される。この定義はIAS第32号と違って、とりわけすべてのデリバティブおよびすべての永続的な負債項目を排除する。

しかし、IAS第32号のように経営経済的な理解から、会社法が影響を与える法律学上の理解に結びつかない自己資本が導き出されうる。ドイツの会社法の観点から、とりわけすべての解約可能な金融商品が、自己資本または他人資本としての分類に依存しないで、独立した評価を義務付ける提案が問題である。つまり、協同組合および人的会社に関して、これは解約可能な金融商品に対する特別規定の導入前の、IAS第32号による貸借対照表作成と同じ問題を意味したと解される<sup>34)</sup>。

#### (2) EFRAGの損失吸収アプローチ

IAS第32号による経験および欧州、とりわけドイツの会社法の制度上のメルクマールの不十分な考慮に基づいて、EFRAGから2008年1月に自己資本に関する定義に対する特有の考え方が示された。これは損失吸収アプローチと呼ばれる。その考え方は、払戻可能性(Rückzahlbarkeit)または解約可能性(Kündbarkeit)の基準から解決し、むしろ損失時の責任機能を優先すること

を強調する。理解の伝統の提案が自己資本に由来する限り、それはドイツの法律学にも影響を与える。それゆえFASBのアプローチよりも、ドイツの会社法の法形態により取り決められうるのが明らかにより望ましい。IASBが、その長期的に計画されるプロジェクトにおいて、どのような考え方を優先するのか政策的な問題であると解される<sup>35)</sup>。

## IV 商法上の正規の貸借対照表作成の諸原則による自己資本

商法上の正規の簿記の諸原則(GoB)による自己資本会計とIFRSによる規定の解決策との相違は、システムの特徴において決定的に根拠づけられる。商法上の正規の簿記の諸原則は、オリジナルの法規範であり、商法典の第3編において不確実な法概念(unbestimmter Rechtsbegriff)として指摘される。この一般条項の指示は、法律上の目的に適合する貸借対照表に対して到達し、それゆえ、例外なく基準の目的に適合するように貸借対照表を作成する要請と解すべきである。この上位の基準の目的へ導くことに基づいて、正規の簿記の諸原則の存在するシステムは、書かれている基準および書かれていない基準から完全なもの(lückenlos)として明らかになる。これは、現代の貸借対照表理論において原則に基づくといえる。そのように示されるシステムは、事実関係からの貸借対照表作成が、原則としてその経済的な本質に方向づけることを認める。

IAS第32号によるのと異なり、不適當な定義規定から、厳密に限定される個々のケースが最終的に規定しうるのである。ただし(IAS第1号に表示されえないと判断されうるように)考え方に關する上部構造への、実際に適用可能な再帰を除く。基準の目的において定着される利害調整は、特有の貸借対照表作成の利益の達成に対する基準の政治化およびロビー活動の需要を著しく抑止する。これは、IAS第32号の改訂の際の議論で明らかにされている。

商法上の利益測定の中心的な保護目的は、債権者の利

34) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 240ページ。

35) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 241ページ。また、損失吸収アプローチに対する検討については拙稿「欧州における負債・持分の区分に関する動向」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号, 2011年3月, 105-125ページを参照。

益を企業の将来の支払能力について持続して侵害することなく、増減しない配当可能額の測定にある。配当額の慎重な測定に役立つ、財産原則および利益測定原則がこの保護目的に従う。正規の簿記の諸原則に自己資本の法律上の定義が欠如しているにもかかわらず、一貫した規定の解決策が導き出されうる。保護目的は、すなわち所有者による会社法上の支払請求権に結びつく。これは国内の局面で、欧州の局面で定められる資本準則と年度決算書準則による組合せの写像である。そこから、会社法に対する貸借対照表法の厳密な拘束が生じる。つまり、貸借対照表法上の自己資本概念は、さしあたり会社法上の概念である。それゆえ、その限りでは会社法の“前”に置くことになる。

典型的な会社法上の自己資本の理解と異なる場合、商法上の正規の簿記の諸原則によっても規定の諸問題による事態を示すことを隠べいすべきでない。それゆえ、現在なお下位の正規の簿記の諸原則 (unteren Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung) による形成が欠如している。この場合も、正規の簿記の諸原則のシステムの、標準的なすべての設置が義務づけられる。自己資本と他人資本の混合形態 (メザニン資本) に関して、例えば正規の簿記の諸原則により貸借対照表上の区分規定を必要とし、その具体化はなお最終的に展開していない。債権者の利益、とりわけ重要性が認められるならば、支払不能時または清算時における支払請求権の劣後性は、自己資本項目の決定的なメルクマールとして明らかとなる。請求権に関する充足の順序によって、この意味で責任を有する自己資本の存在は、優先的に利子を支払うべき債権者の請求権を増加させる。享益権会計に対する、専門委員会 (IDW) の意見表明に影響を及ぼす他のすべての基準、とりわけ資本引渡の劣後性 (Nachrangigkeit der Kapitalüberlassung)、損失負担 (Verlustteilnahme) および報酬の成果依存性 (Erfolgsabhängigkeit der Vergütung) は、個々のケースで特別な重要性を与える<sup>36)</sup>。

## V むすび

以上の議論を検討した結果、次の諸点を指摘できる。

第1に、会計上の視点から、自己資本は財産対象物である資産と負債の差額としての機能を有している。これは複式簿記における純粹に技術的な結論であり、国際会計 (IFRS) の概念フレームワークにおいても取り入れられる。自己資本を会計上独立して評価しないと捉えることは、かえって特徴的であると解することもできる。つまり、残余としての自己資本は、これをどのように解釈するかという余地を残していることを、同時に意味すると言ってよい。

第2に、経済的な視点から、自己資本または他人資本としての資金調達項目の特徴づけは、市場の理念的な世界において、租税を除いて企業価値に影響を及ぼさないと解される。自己資本調達および他人資本調達の組み替えにより、経済的付加価値、企業価値の増大が達成される。これによって、狭義において自己資本に関する定義の経済的な必要性も生じると言ってよい。

第3に、自己資本に関する経営経済的な理解は、区分について、いわゆる経済実質優先 (substance over form) の考え方である。つまり、資金調達項目はリスクの程度によって区別される。出資者は給付経済上のリスクの主たる部分を負担する。資金調達項目の所有者が引き受ける権利および義務から、自己資本調達と他人資本調達の区分が明らかとなる。理念的な出資資本調達は、時間的に無期限の資本引渡、確定した支払請求権の欠如および発行者の財産に対する請求権の劣後性によって強調される。これは、企業経営への参加権を伴うと解される。

第4に、いわゆるメザニン資本における混合形態の資金調達について、国際的な貸借対照表法から、IAS 第32号に規定される貸借対照表作成問題が明らかとなる。このメザニン資本に該当する金融商品は、債務法上の義務を示すのであり、当該所有者は責任機能を引き受ける。その結果、支払不能時に劣後性が存在し、その支払の流れは発行企業の経済発展に依存することになる。

第5に、IAS 第32号の基準は、資本区分の決定の際に、発行者による支払義務の無条件かつ時間的に無制限の回避可能性を伴う、資本引渡の長期性を決定的に考慮に入れる。所有者に、定期的な支払または持分の返還の際の補償 (売付可能金融商品) を無制限に保証する契約のメルクマールは、その金融商品に自己資本として分類する

36) Jens Wüstemann und Jannis Bischof, 前掲論文注1), 241-243ページ。

ことを妨げる。無条件の回避可能性の基準が厳格に適用されるならば、人的商事会社および協同組合はドイツの会社法によって、規則的に自己資本のそれぞれの表示を禁止することに行き着く。IASB の場合、人的商事会社も特定の条件下で、支払不能時に最劣後となる資金調達項目の表示を可能とする。これは、基準設定の政治化を示していると言える。

第6に、資本区分の際の経済的評価および貸借対照表法上の評価の崩壊は、IAS 第32号の改訂により残される問題領域に対して、継続される議論を引き起こす。これは、国内の独自性と国際的な貸借対照表法との調整に関する議論が必要である。したがって、例えば人的商事会社の法形態における子会社に対する少数持分に関して、コンツェルン決算書で他人資本として貸借対照表を作成するという問題が依然として残ることになる。これについては、欧州において中小企業に対する IFRS の適用が、特別な意味での新たな規定であると解することができる。

第7に、商法上の正規の貸借対照表作成の諸原則に、自己資本の法的な定義が欠如する。しかし、それは正規の簿記の諸原則のシステムの、規範的なすべての設置に基づいても必要ではない。これは IFRS と異なる。正規の簿記の諸原則を際立たせるシステムの特徴から、むしろ“より下位の”正規の簿記の諸原則の形成まで、一貫した規定の解決策が導き出されうる。法律上の保護目的から、会社法への貸借対照表法の密接な結びつきが結果として生じる。いまだ最終的に解決されていない規定問題は、特に金融商品が典型的な会社法上の自己資本と異なる場合に、貸借対照表作成実務において明らかとなる。債権者の利益に特別な重要性が認められるならば、この金融商品の資本区分の際に、自己資本項目の決定的なメルクマールとして責任機能が明らかとなる。責任の性質は、破産時または清算時に、劣後的な支払請求権に表れている。例えば、資本引渡の持続性または報酬の成果依存性といったこれ以外の諸基準は、個々に特有の重要性が認められるべきである。

このように自己資本概念は、さまざまな諸相を見出すことができる。とりわけ、残余として自己資本が、さまざまな解釈を可能とする余地を与えるならば、その意味で一考に値するのかもしれない。また、残余を解釈すること自体が積極的なアプローチであるとも言える。さらに、ドイツにおける商法上の正規の貸借対照表作成の諸

原則の観点からも、自己資本が積極的にアプローチされることについて、さらなる検討が必要であろう。

〈参考文献〉

- EFRAG, PAAinE, Discussion Paper, *Distinguishing Between Liabilities and Equity*, 2008.
- Financial Accounting Standards Board, Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, 2007.
- IASB, Amendments to IAS32 *Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008.
- Jens Wüstemann und Jannis Bischof, *Eigenkapital im nationalen und internationalen Bilanzrecht: Eine ökonomische Analyse*, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 175, 2-3, 2011.
- Jörg Baetge/Hans-Jügen Kirsch/Stefan Thiele, *Bilanzen 11., aktualisierte Auflage*, IDW, Düsseldorf, 2011.
- Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, Die Bilanzierung des gesellschaftsrechtlichen Eigenkapitals von Nicht-Kapitalgesellschaften nach der novellierten Kapitalabgrenzung des IAS32 (rev.2008), *Der Betrieb* Heft 28/29 vom 18. 7. 2008.
- Jörg Baetge und Timo Haenelt, Kritische Würdigung der Kapitalabgrenzung im IFRS-Abschluss und Darstellung des alternative Loss Absorption Approach der EFRAG und des DSR, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* 2-3/2008.
- Kampmann, Helga and Schmidt, Martin, *Distinguishing Between Equity and Liabilities – A View on FASB’s and IASB’s Approach* (August 19, 2008). Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1238071>.
- Kampmann, Helga, *Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen*, Bielefeld, 2001.
- Kampmann, Helga, *Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsansatz ?* KoR 4, 2007.

- Thiele, Stefan, Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluss, Düsseldorf, 1998.
- Wolf-Dieter Hoffmann/Norbert Lüdenbach, Die Neuregelung des IASB zum Eigenkapital bei Personengesellschaften, *Der Betrieb*, Heft 34, vom 25. 08. 2006.
- 青木隆「負債・資本区分に関する動向と課題」『会計』第169巻第3号、2006年3月、143-152ページ。
- 青木隆「ドイツにおける自己資本の特質」『商学集志』（日本大学商学研究会）第76巻第4号、2007年3月、17-34ページ。
- 青木隆「金融商品に関する負債・持分の区分」『会計学研究』（日本大学）第22号、2008年3月、89-118ページ。
- 青木隆「金融商品をめぐる負債・持分の区分—FASBとIASBの比較検討」『会計論叢』（明治大学専門職大学院会計専門職研究科）第5号、2010年3月、75-95ページ。
- 青木隆「欧州における負債・持分の区分の動向」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号、2011年3月。
- 青木隆「ドイツにおける負債・資本の区分の動向—人的会社および協同組合を中心として—」『中央学院大学商経論叢』第27巻第1号、2012年9月、3-14ページ。
- 秋坂朝則「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』（日本銀行金融研究所）2009年3月、99-117ページ。
- 五十嵐邦正『資本会計制度論』森山書店、2008年。
- 五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』森山書店、2012年。
- 五十嵐邦正「ドイツにおける享益権の会計処理」『商学集志』（日本大学商学研究会）第75巻第2号、2005年9月、29-47ページ。
- 池田幸典「負債と資本の区分」（石川鉄郎・北村敬子編『資本会計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって』中央経済社、2008年）25-45ページ。
- 今福愛志・田中建二「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻第9号、2001年9月、103-108ページ。
- 梶田龍三「負債と資本の区分の会計問題」『会計』第163巻第2号、2003年2月、93-108ページ。
- 川村義則「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号、2004年6月、73-103ページ。
- 古賀智敏「売建プット・オプションと負債・資本の区分」（古賀智敏編『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、2003年）87-97ページ。
- 田中建二『金融商品会計』新世社、2007年。
- 徳賀芳弘「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号、2003年7月、18-25ページ。
- 日本大学商学部商学・会計学研究所『資本とはなにか—現代商学と資本概念』日本評論社、2008年。
- 野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房、2004年。
- 村田英治「会計等式の意義」『会計』第176巻第3号、2009年9月、27-37ページ。
- 山田純平『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社、2012年。